

令和 2 年度 決算 に 係 る
定 期 監 査 資 料

令和 3 年 5 月

福祉相談センター

目

次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	職員の定員、現員調べ	1頁
4	役付職員の調べ	1頁
5	主な事業に関する調べ	2頁
6	収入証紙取扱調べ	13頁
7	現金の取扱状況	13頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
8	財産に関する調べ	13頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付け及び使用許可調べ	14頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	14頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	14頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	14頁
13	備品の処分状況調べ	14頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	14頁
	(1) 亡失、損傷の報告状況	
	(2) 物品確認の実施状況	
児童相談所個別事項		
15	当該年度における事業の概要	15頁
16	管轄区域とその状況	15頁
17	経路別・相談別受付件数調べ	15頁
18	年齢区分別・相談別受付件数調べ	16頁
19	児童虐待相談状況調べ	17頁
	(1) 件数の推移	
	(2) 虐待の内容別相談件数	
	(3) 主たる虐待者	
20	非行相談件数調べ	17頁
21	相談区分別対応件数	18頁
22	児童福祉司等担当ケース件数	19頁
23	一時保護児童数調べ	19頁
24	一時保護委託児童数調べ	19頁
25	里親登録数及び委託児童数調べ	19頁
26	巡回相談実施状況調べ	20頁
27	巡回相談における相談種別状況調べ	20頁
28	児童福祉施設等入退所状況調べ	21頁
29	保管金品及び帰属調べ	22頁
30	3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査（事後指導を含む）事業実施状況調べ	22頁
31	主な施設の整備状況調べ	22頁
婦人相談所個別事項		
32	所管事項の概要	23頁
33	相談の状況	24頁
	(1) 相談形態別受付状況調べ	
	(2) 経路別受付状況調べ	
	(3) 主訴状況調べ	
	(4) 処理状況調べ	
	(5) 年齢別受付状況調べ	
34	一時保護の状況	29頁

(1) 経路別入所状況調べ	
(2) 一時保護の理由調べ	
(3) 一時保護後の状況調べ	
(4) 年齢別入所状況調べ	
35 一時保護委託者数調べ（在籍数）	30頁
36 主な施設の整備状況調べ	30頁

福祉保健局 個別事項

37 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	31頁
38 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	31頁
○ 意見・要望等	31頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ (令和3年4月1日現在)

区 分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	
定員	28	28	1	1	0	0	29	29	
現員	(4) 32	(2) 29	() 1	() 1	() 0	() 0	(4) 33	(2) 30	育児休業2名、産後休暇1名、専従休職1名を含む
過不足(△)	4	1					4	1	過員4名（育児休業、産後休暇、専従休職）
臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員	13	14	3	3	3	3	19	20	児童相談員 1 女性相談員 1 判定保護指導員 1 児童虐待対応協力員 2 生活支援員 1 生活指導員 1 一時保護指導員 1 一時保護指導員兼夜間指導員 1 夜間指導員 4 運転士 1 警備員 2 嘱託医師 3

4 役付職員の調べ (令和3年5月1日現在)

職 名	氏名	在 職 期 間		備 考
		年	月	
所長	(兼) 川本 由美子	4	1	通算6年1月 兼務：児童相談所長・婦人相談所長・知更相所長
次長兼総務課長	(兼) 衣川 貴志	1	0	兼務：児童相談所参事・婦人相談所参事・知更相参事
次長兼一時保護課長	(兼) 生田 睦子	0	1	通算9年1月 兼務：児童相談所参事・婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 福田 成生	5	1	本務：東部地域振興事務所東部振興課総務・庁舎管理担当課長補佐出納員
児童相談課課長	(兼) 坪倉 嘉隆	0	1	兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課課長補佐	(兼) 山根 仁子	1	1	兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課課長補佐	(兼) 安田 誠	1	7	兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課課長補佐	(兼) 真山 文子	1	10	兼務：児童相談所課長補佐・倉吉児童相談所相談課課長補佐・米子児童相談所相談課課長補佐・婦人相談所課長補佐（倉吉児童相談所駐在）
児童相談課課長補佐	(兼) 山口 彩子	1	1	兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐
女性相談課長	(兼) 白岩 有里	4	1	兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐
判定課長	(兼) 河崎 久仁子	3	1	通算4年1月 兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐・知更相課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
児童相談所体制強化事業	2,835	1,417			1,418
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備				
令和新時代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。				
政策項目	ひと新時代づくり ・全国の一步先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も				
(概要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
<p>児童虐待は全国的に増加、深刻化の傾向にあり、鳥取県においても児童虐待の予防と早期発見、子どもの安全確保を最優先にしながら、子どもが安心して生活できるような確かつ迅速な支援を行う必要がある。そのために関係機関との連携を強化するための体制整備と支援に関わる児童相談所（以下「児相」という。）職員及び市町村等関係機関の職員の資質向上を図るための研修等を実施する。</p>					
(イ) 事業の実施状況					
1 関係機関との連携強化と支援体制整備					
① 東部圏域要保護児童対策地域協議会（（※1）以下「要対協」という。）担当課長等連絡会の開催 … 年1回（書面開催）					
② 東部圏域要保護児童等に係る関係機関連絡会の開催 … 年1回					
③ 市町の要対協への参加（代表者会議、実務者会議、個別支援会議）					
・代表者会議（各機関・団体の長による会議） … 各市町・年1回					
・実務者会議（各機関・団体の担当者等による会議） … 各市町・年1～6回					
・個別支援会議（個別ケースの支援会議） … 随時					
④ 警察との合同研修会 … 1回					
※以下の事業については実施を計画したが、感染症予防のため中止した。					
・医療機関との連絡会 … 年1回					
・弁護士会と児相との勉強会の開催（全県）					
・東部管内警察署と児相との連絡会の開催 … 年1回					
(※1) 要保護児童対策地域協議会					
虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行うネットワーク。平成16年児童福祉法の改正により設置。					
主な構成メンバー：警察署、教育委員会、小学校長会、中学校長会、法務局、東部医師会、児相、民生児童委員協議会、市町母子保健部門、弁護士会、CAPTA（※2）、市町要対協事務局					
(※2) CAPTA					
特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取＝CAPTA（Child Abuse Prevention Tottori Association）。					

2 要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成（職員等の資質向上）

① 児童相談所新規採用職員及び新任職員研修（全県）

毎年、児相に新規採用となった職員や新任職員を対象に児相の業務や「児童相談所運営指針」に関する職員研修を三児相合同で行っているが、コロナの影響により実施することができなかった。

② 県内外研修への積極的参加

子どもの虹情報研修センター等の県外研修（非常勤を含む全職員原則1回以上）と県内研修を受講し、適切なケース支援をするための知識と技能の修得を図っているが、コロナの影響で研修自体が中止や延期となった中、代替研修としてのオンライン研修を積極的に受講した。

3 児童虐待発生からフォローアップによる切れ目ない対応と支援

① 児童虐待通告に係る警察との全件共有実施

年間虐待通告件数 206件

② 弁護士総合相談援助事業

鳥取県弁護士会と契約し法的対応への個別相談と駐在弁護士の所内会議出席

・ 弁護士相談 10件

・ 駐在弁護士の会議出席 49回 対象ケース610件

③ 精神科医の配置

年間相談ケース 16件

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ① 令和元年7月に市町村指導担当児童福祉司（倉吉児相駐在）を配置し、市町要対協会議に参加するなどして、市町における相談支援体制整備としての「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けての意識づけに取り組んだ。
- ② 前年度に引き続き、鳥取市要対協実務者会議の開催に当たり、次回の会の進行に関する打合せと開催状況の振り返りを行った。
- ③ 児童相談所の体制強化のために配置された駐在弁護士の会議参加が定例化され、弁護士にも積極的に意見を伺った。

ウ 成果及び効果

- ① 市町村指導担当児童福祉司が配置され、市町の体制強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の相談等受ける機会があり、未設置自治体において設置に向けての意識が高まりつつある。
- ② 実務者会議開催に関する打ち合わせと振り返りを継続したことで、市町と児相の業務理解が促進され、お互いの役割分担が明確化することができた。
- ③ 駐在弁護士の配置で会議に参加することになり、弁護士に児相の業務を理解してもらったうえでの助言や意見を得ることができた。弁護士の助言が児相の支援に対する裏付けとなり、積極的な支援へとつながった。

エ 課題

- ・ 児童虐待の相談も含め担当者一人が受け持つケース数は国が推奨している数以上を抱えている。市町や支援機関の力も借り、より専門性の高いケースに特化できる体制が取れるようにしておく必要がある。
- ・ 専門性を高めるための研修受講が、このコロナ禍で十分にできない。効果的なスキルアップの方法を検討する必要がある。
- ・ 各市町は要保護児童等の第一義的な相談窓口であるが、要対協を活用した取組に温度差があるため、今後も情報を共有しながら役割を分担し、連携した適切なケース支援が必要である。倉吉児相駐在の市町村指導担当児童福祉司の役割及び業務内容を具体化していくことが必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	1,038			1,038
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う ① (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備			
令和新時代創生戦略	—			
政策項目	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

地域・学校等でDVの予防啓発活動等が行えるDV予防啓発支援員(以下「支援員」)を養成し、支援員が専門的かつ円滑に活動できるようフォローアップ研修及び連絡会を開催することにより、県内のDV予防啓発体制をより強化する。

(イ) 事業の実施状況

① 支援員養成研修 (委託事業)

- ・委託先: NPO法人レジリエンス
- ・開催予定日: 令和2年6月20日
- ・受講者: (コロナにより中止)

【参考】支援員登録者92名(R3.3末現在)

② 支援員の活動状況

- ・デートDV予防学習会および地域向けDV予防研修への支援員派遣

【派遣実績】

平成23年度	33回(高校13校)
平成24年度	73回(高校16校)
平成25年度	90回(高校18校・特別支援学校2校・中学校1校、地域4回)。
平成26年度	93回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校、地域1回)
平成27年度	81回(高校14校・特別支援学校2校・専修学校3校・中学校分校1校、地域1回)
平成28年度	92回(高校17校・特別支援学校1校・専修学校2校・中学校1校)
平成29年度	114回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校・中学校2校・大学2校、地域10回)
平成30年度	120回(高校22校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校3校・大学2校、地域3回)
令和元年度	110回(高校19校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校2校・県教育委員会1課、地域3回)
令和2年度	106回(高校18校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校2校・地域1回)

- ・フォローアップ研修 1回開催
- ・支援員連絡会 14回(全圏域連絡会1回、圏域毎の連絡会合計13回)

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

受講者に対しよりわかりやすく伝わる教材を提案できるよう、年間を通し随時細かく修

正、改善を心掛けた。

また、支援員同士で生徒役、講師役に分かれデモンストレーションを実施した。

生徒役から講師役に対し「評価できる点」あるいは「改良点」などを助言し、実施にむけての心構えや意識づけを高める体制づくりを行った。

ウ 成果及び効果

- ・デートDV予防学習会等への支援員派遣が高校以外に特別支援学校や中学校、地域等に拡大している。

エ 課題

- ・登録支援員は現在92名である。そのうち今年度の派遣要請に応じた支援員は17名と、昨年度に比べ減少した。引き続き、派遣要請に応じられる支援員の養成を継続して実施していくことと、派遣要請に応じられる支援員のスキルアップ、サポートが必要である。
- ・早期の予防学習が重要で中学校での取り組みも必要と考える。担任など教職員による予防学習の取り組みが望まれるが、外部から講師に来てもらうことへの意義を感じる学校も多い。高校よりもはるかに校数の多い中学校への実施について検討が必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
福祉相談センター子育て支援事業	94			94

将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備
令和新时代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
政策項目	ひと新时代づくり ・全国の一步先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、保護者等の不安の軽減を図る。
※今年度の事業実施については、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、その感染拡大防止の観点から一般に広く参加者を募集するもの、集団で実施するものについての開催を個別での実施形態へ変更した。

(イ) 事業の実施状況

① とり〇(まる)子育て講座の開催

とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～(以下、とり〇子育てという)講座とは、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す「被虐待児の保護者支援」のトレーニングプログラムである。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
個別対応講座	通年	一般希望者及び当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	2人 (9人)	9回 (1回2時間)
所内職員研修	R2.7	所内新規職員等	6人 (17人)	3回 (1回2時間)
夜間指導員研修会	R2.5	一時保護所夜間指導員	7人 (21人)	6回 (1回2時間)

② ちはっさく講座の実施

ちはっさく講座とは、子どもへの肯定的なコミュニケーションを繰り返し練習していくことで、子どもへの基本的かつ重要な対応が自然とできるようになる頻度を上げていくという理論であり、講座において、子どもへの対応方法を練習する中で、保護者は簡易に養育技術を習得していくことができる。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。また、他機関職員と協同で実施することで、併せて子育て講座の普及、啓発も図ることができた。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
個別対応講座	通年	一般希望者及び当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	5人 (15人)	15回 (1回2時間)

(※内、他機関と共同で実施したもの 実人員：4人 延べ人員：12人 開催回数：12回)

③ とり〇子育てフォローアップグループ「子育てハートルーム」の開催

保護者のとり〇子育て受講の効果が高減していくことを防ぐため、受講者のフォローアップをしつつ、養育力の更なる向上に向け支援することを目的として実施した。

※新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、時節ごとのメールおよび手紙を送付することで関係を維持し、いつでも相談できるよう対応した。

実施期間	対象者	プログラム内容	実人員 (延べ人員)	送付回数
通年	とり〇子育てを修了しフォローアップグループへの参加を希望する保護者	コロナ禍の中でのメンタル面の予防教育等	10人 (50人)	5回

④ セカンドステップの実施

子どもの集団適応力の向上を支援することを目的とした、子どもの暴力防止に役立つソーシャルスキルを教育するプログラム。

※新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、人数および開催回数を制限して実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通所児童等グループ指導	R2.8～ R2.9	当所で継続指導する児童、家庭生活や学校等の集団適応力の向上に取り組みると考えられる児童	2人 (9人)	8回 (1回1時間30分)
個別対応講座	通年		1人 (1人)	1回 (1回1時間)

⑤ コンカレントプログラムの開催

DVに曝された母子に同時並行的に参加するプログラムを提供し、子どもの心理的回復と母親の子どもへのサポート向上に向け支援する事を目的とする。

※新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、参加者を1家庭に制限して実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
R2.11～ R3.2	当所、女性相談課、市町村および児童福祉施設が支援中の児童で、DV目撃の経験があり、かつその環境から離脱しており、本プログラム受講により治療的効果が得られることが見込まれる者及びその母親。	≪子どもグループ≫ 1人 (5人) ≪母親グループ≫ 1人 (5人)	5回 (1回1時間30分)

⑥ 一時保護所虐待予防教育プログラムの実施

虐待等の影響を受けて自己効力感が低下した保護児童に対し、一時保護解除前に適切な心理教育を行い、自尊心低下の改善と適切な援助依頼を促し、児童の安全性を高めるためのプログラムを実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
年度内適宜実施	虐待により一時保護されている児童、その他様々な暴力行為に対する基本的教育が必要と思われる児童	9人 (9人)	4回 (1回1時間)

⑦ 性問題行動治療教育個別プログラムの実施

性的問題行動があった児童を対象に、自己の気持ちや現状と向き合う丁寧な振り返りと、具体的かつ実行可能な再犯防止策及びストレス対処法を話し合う心理教育プログラムを対象児童へ実施した。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	性加害のため相談を受け、心理教育によって再犯防止を見込める児童	4人 (32人)	32回 (1回1時間)

⑧ アンガーマネジメント個別プログラムの実施

怒りのコントロールが苦手な児童を対象に、心理教育によって適応的な感情処理を目指すプログラム。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	当所で継続指導する児童で、当プログラムの適用が適当と考えられる児童	2人 (5人)	5回 (1回1時間)

イ 令和2年度の事業実施に当たり、改善等に取り組んだ点

① とり〇子育て講座

・コロナ禍で集団開催が難しかったが、個別に対応した。例年のように公に参加者を募ることはなかったが、過去に直接足を運んで説明する形でチラシを配っていた機関からの紹介で参加した保護者もあり、これまでの地道な取り組みが実を結んだ部分もあると思われる。

② ちはっさく講座

- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、グループでの実施から個別での実施へ変更した。
- ・市町村と連携し、普及啓発を兼ねて個別ケースについて積極的に講座を実施した。

③ とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

・新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、グループでの実施から個別対応へ実施方法を変更した。
・登録者に対しては繋がりを継続していくことを目的に、定期的に時節のメールを送付した。

④ セカンドステップ

・新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、大人数での実施を自粛し人数限定で行った。
・事業実施前後の振り返りに時間がかかっていたため、記録方法を工夫することで時間短縮を図り、その分時間と道具の準備に充てるなど内容の充実に努めた。

⑤ コンカレントプログラム

・新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、感染予防のためグループでの実施から、単独1家族のみの実施とした。
・児童とスタッフが1対1となることを回避するためスタッフを2名配置する、また、スタッフ間で進行役と児童のサポート役などの役割分担を行うことで、参加児童が発言しやすいような雰囲気づくりを工夫した。

⑥ 一時保護所虐待予防プログラム

- ・一時保護所での実施以外に、施設からの要望に応じて、出張対応を実施した。

⑦ 性問題行動治療教育個別プログラム

・プログラムを児童の理解力に合わせて、ポイントを絞ったプログラムを実施した。
・保護者や施設との連携だけでなく、学校の教員とも連携し児童に対する理解を深めてもらえるよう配慮した。

⑧ アンガーマネジメント個別プログラム

- ・通所が継続しなくなる可能性がある児童には、序盤の時点で大事なセッションをする、ま

た言語理解や言語表現が苦手な児童については、視覚的教材を積極的に用いることで、イメージや感覚で自分の気持ちに気づけるようにするなど、子どもの特性に合わせて実施方法を工夫した。

ウ 成果及び効果

① とり〇講座

- ・ 婦人相談所と連携して保護者に対応する事例もあり、婦人相談所が併設されている福祉相談センターならではの支援ができた。
- ・ 新規採用職員や夜間指導員については、適切な対応方法を学ぶことで自信を持って児童支援をすることができている。

② ちはっさく講座

- ・ これまで子育て講座の実施経験のない市町の保健師とペアになり、当センターがファシリテーターを行うことで、ペアトレによる心理教育の直接的な効果だけでなく、市町への普及啓発を図ることができた。

③ とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

- ・ コロナ禍で開催を自粛せざるを得ず、従来通りの参加型での実施は難しかったが、登録者との繋がりは確保した。

④ セカンドステップ

- ・ 少人数ではあったが、集団適応が苦手な児童に対しSSTを実施することで、予後の改善に努めることができた。

⑤ コンカレントプログラム

- ・ グループでの開催を自粛とする中で、1家族単独で実施することができた。
- ・ そのため参加者の様子の変化に敏感に反応することができ、心の機微に即した支援が展開できたものと思われる。

⑥ 一時保護所虐待予防プログラム

- ・ 被虐待児童に対し心理教育を実施することで、虐待の再発予防効果が得られた。

⑦ 性問題行動治療教育個別プログラム

- ・ 在宅児童、入所児童ともに、計画的に実施。性加害の再犯防止につながった。

⑧ アンガーマネジメント個別プログラム

- ・ 実施した児童については学校不適應で相談を受けたものであったが、暴言や暴力がなくなり、言葉の力で気持ちを表現できるようになることと併行して登校日数も増え、プログラムの終了時には児童の自信を回復することができた。

エ 課題

① とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

- ・ コロナ禍の中で実施可能な形態とはどういうものかについて苦慮。来年度は社会的な状況に大きく左右されるが、必要なフォローアップ講座のみを残し、短期開催とするなどの工夫が必要と思われる。また、仕事を持つ参加者に配慮した時間帯に設定することも必要。
- ・ 参加者自身のケアの一助となるような講座を準備し、参加者自身のセルフケアを高められるよう工夫したい。

② セカンドステップ

- ・ 参加児童の社会的スキルに差がある場合、どのレベルに合わせて実施するか課題となる。

③ コンカレントプログラム

・スタッフを2名体制にして計3名のグループとしたが、参加児童としては別の児童の振る舞いや発言を聞くことができず、共有することができなかった。コロナ感染予防のために集団での実施は困難であるため、集団実施での力を利用できないことは今後の課題となる。

④ 一時保護所虐待予防プログラム

・一時保護児童への実施だけでなく、今後は施設や里親へ措置されている児童等、必要な児童にも実施することの検討も必要。

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
一時保護所費	27,167	13,291		13,876
将来ビジョン	5 支えあう お互いを認め、尊重して、支え合う (4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備			
令和新時代創生戦略	2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (1) 出会い・子育て ② 地域で子育て世代を支える ・児童相談所の体制を強化して虐待事案に適切に対応するとともに、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。			
政策項目	ひと新時代づくり ・全国の一歩先行く子育て支援に乗り出し児童相談所強化など虐待防止も			

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

保護者の虐待などにより、緊急に児童を保護する必要がある場合（緊急保護）、適切かつ具体的な援助指針を定めるために行動観察する必要がある場合（行動観察）、一時保護所で短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導を必要とする場合（短期入所指導）に、当センターの一時保護所に一時保護、または児童福祉施設、里親等に一時保護委託を行った。

(イ) 事業の実施状況 ※3月末現在。

		令和元年度	令和2年度
一時保護所			
	保護児童数（人）	149	117
	施設入所日数（日）	349	272
	延べ保護日数（人・日）	964	556
委託一時保護			
	保護児童数（人）	127	140
	延べ保護日数（人・日）	1,504	2,917

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として、保護所内の定期的な消毒、換気、朝夕の検温による児童の健康管理、児童及び職員のマスク着用の徹底等に取り組んだ。
- ・一時保護所第三者評価を初めて受審し、業務の振り返りを行い、課題等を把握した。
- ・令和元年度の県内他児相における施設内虐待事案の発生を踏まえ、夜間の宿直職員体制を強化した。
- ・数年ぶりに新たな室内遊具（ボードゲーム、マンガ、運動用具等）を導入し、余暇活動の充実を図った。

ウ 成果及び効果（※必ず記入すること。）

- ・日々、消毒や換気等新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むことで、児童及び職員の健康面の安全を図った。
- ・第三者評価を受審、特に自己評価を行うことで、日々の業務の振り返りを行い、課題、改善点を把握し、職員間で共通認識を図ることができた。児童の権利擁護を意識し、こどもアンケートや一時保護所のしおりの改訂に取り組んだ。

- ・夜間指導員に加え、正職員も宿直するようになり、職員2名体制とすることで、児童の夜間の安心、安全を図った。
- ・児童に大人気として話題の遊具やマンガの単行本を導入したことで、余暇活動が充実し、児童の精神的安定を図ることができた。

エ 課 題（※必ず記入すること。）

- ・新型コロナウイルス感染防止対策で、事務室が分散されたことにより、以前に比べ、他課との連携を十分図ることが難しくなった。
- ・一時保護児童に対し、統一した対応ができるよう、一時保護所業務マニュアルの見直しが必要である。
- ・土日休日の一時保護指導員の応募がない状況が続いているため、土日休日限定とせず、平日も含めた2名でのシフト制にするなど、勤務体制の見直しが必要。
- ・夜間の宿直は夜間指導員と正職員の2名体制となったが、職員用の宿直室がないため、やむを得ず、遊戯室を使用している状況であり、早急に宿直室の整備が必要である。

6 収入証紙取扱調べ 有 ・ 無

7 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和3年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
児童福祉費負担金	296,400	94	児童措置費負担金
雑入	240	1	個人情報の開示経費
合計	296,640	95	

(2) つり銭の状況 該当なし

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和3年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
行政財産	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	6851.66	不明	増加減少						6851.66	不明	
計			6851.66	不明							6851.66		
			6851.66	不明							6851.66	不明	

イ 建物

(令和3年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)		価額(円)
行政財産	福祉相談センター(本館棟)	鳥取市江津318-1	1544.76	790,262,350	増加減少						1544.76	790,262,350	
	(車庫棟)		80		増加減少						80		
	(自転車置場)		12.89		増加減少						12.89		
	(ハートフル駐車場)		23.31	4,909,086	増加減少						23.31	4,909,086	
計			1660.96	795,171,436							1660.96	795,171,436	

ウ 山林 該当なし

エ 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機) 該当なし

オ 物権 該当なし

カ 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等) 該当なし

キ 有価証券 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
19枚	0枚	0枚 0円	19枚

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和3年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	公用車駐車場	鳥取市江津318-1	25㎡	R2.7.1	H18.6.1	R2.7.1 ~ R3.3.31	月額・年額	21,619	鳥取市江津318-1 公益社団法人 鳥取県看護協会	
計								21,619		
普通財産								0		
計								0		
合計								21,619		

イ 建物

該当なし

(2) 物品

該当なし

10 借受不動産明細調べ

該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

(令和3年3月31日現在)

財産の区分	所在地	1区画の面積(m ²)	貸付(使用)料(月額)(円)
行政財産	鳥取市江津318-1	12.5	3,000
	同上	12.5	1,500 (1/2減免、1名)
普通財産	なし		

(2) 減免の考え方(減免を行った場合のみ)

鳥取県公有財産事務取扱規則第15条第5号

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がいをもつ者、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用させるとき。

(3) 使用料の見直し

令和元年10月2日実施

12 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

13 備品の処分状況調べ

(令和3年3月31日現在)

品名(規格・銘柄)	(保管換年月日)取得年月日	不 用 決 定 年 月 日	処 分				備考	
			売 払 棄 却 の 別	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日	売 払 額		処 分 費 用
音声応答転送装置	平成23年2月23日	令和2年9月30日	棄却	経年劣化により使用継続が難しいため。	令和2年9月30日	0円	0円	
合計								

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有・無

(2) 物品確認の実施状況

有・無

児童相談所個別事項

15 当該年度における事業の概要
「主な事業に関する調べ」に記載

16 管轄区域とその状況 管轄区域とその状況 (単位:km²、世帯、人) (令和2年10月1日現在)

区 分	区 域 内 の 状 況				備考
	面 積	世 帯 数	人 口	対象児童数	
鳥取市	765.31 km ²	77,885 世帯	187,684 人	29,147 人	
岩美郡	122.32 km ²	4,031 世帯	10,741 人	1,486 人	
八頭郡	630.58 km ²	9,112 世帯	25,009 人	3,286 人	
合 計	1,518.21 km ²	91,028 世帯	223,434 人	33,919 人	
全 県	3,507.14 km ²	221,443 世帯	551,402 人	84,006 人	
区域の全県に 対する割合(%)	43.3 %	41.1 %	40.5 %	40.4 %	

17 経路別受付件数調べ (単位:件) (令和3年3月31日現在)

区分	都道府県・指定都市・中核都市		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター		認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療機関			学校等			児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	再 掲				前年度同期実績			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	児童福祉施設	指定医療機関	児童福祉施設				指定医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会等	措置	期間						巡回	電話						
児童相談	男	15	0	0	3	1	4	1	56	4	16	0	0	1	66	7	2	4	0	27	1	0	0	181	35	5	65	494	5	8	5	118	537
	女	14	0	0	1	2	2	1	23	5	10	0	1	2	52	1	3	1	0	25	1	0	0	119	48	4	34	349	2	4	4	87	387
いじめ相談(再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

18 年齢区分別・相談別受付件数調べ

(単位:件)(令和3年3月31日現在)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護 相談	児童虐待相談	0	2	0	4	4	3	7	4	0	3	3	0	1	2	2	0	0	0	0	35
	その他の相談	29	15	19	32	25	29	32	21	21	20	28	15	19	6	10	8	12	25	1	367
保 健 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害 等相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	知的障害相談	0	0	6	3	5	14	3	4	2	6	12	10	10	12	23	24	21	23	7	185
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	0	2	0	11
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	3	3	5	0	0	0	0	0	17
育 成 相 談	性格行動相談	0	0	1	0	0	2	0	3	2	4	1	3	6	7	6	3	2	0	0	40
	不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	9
	適性相談	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	8
	育児・しつけ 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の相談		3	2	8	6	5	8	9	11	8	5	11	6	14	7	4	8	14	8	28	165
合 計		33	19	34	45	39	57	55	49	36	39	55	37	54	43	54	49	50	58	37	843

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

19 児童虐待相談状況調べ

(1) 件数の推移(認定件数)

(単位:件)(令和3年3月31日現在)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度	令和2年度
15	22	35	85	26	34	25	27	32	71	37

(2) 虐待の内容別相談件数

(単位:件)(令和3年3月31日現在)

身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
16	6	1	14	37

(3) 主たる虐待者

(単位:件)(令和3年3月31日現在)

父		母		その他	計
実父	実父以外	実母	実母以外		
15	8	14	0	0	37

20 非行相談件数調べ

(単位:件)(令和3年3月31日現在)

区分		窃盗	家出 (無断外泊)	乱暴	不良遊戯・ 性的逸脱	金品持出	その他	計
ぐ犯行為 等相談	男	1	1	0	0	0	6	8
	女	0	1	0	0	0	2	3
触法行為 等相談	男	8	0	1	0	0	7	16
	女	1	0	0	0	0	0	1
合計	男	9	1	1	0	0	13	24
	女	1	1	0	0	0	2	4

2.1 相談区分別対応件数調査(件)(令和3年3月31日現在)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関等委託	里親委託	法第27条1-4家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	合計	未処件数	施設入所待機(再掲)
	助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	通所								
養護相談	児童虐待相談	8	21	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	37	0	0
	その他の相談	233	52	18	9	0	0	0	0	0	14	0	0	0	5	0	28	359	15	0
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0
	知的障害相談	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186	0	0
	発達障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
非行相談	犯行相談	1	3	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	12	0	0
	触法等相談	0	0	0	6	0	0	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	17	0	0
育成相談	性格行動相談	23	14	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	39	2	0
	不登校相談	5	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	11	0	0
	適性相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0
	育児・しつけ相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
その他の相談	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	182	4	0
合計	635	93	18	21	0	1	0	0	0	9	20	0	3	5	4	4	45	858	21	0
いじめ相談(再掲)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

22 児童福祉司等担当ケース件数

(単位:件) (令和3年3月31日現在)

区 分	調 査 中	係 属 中	計
児童福祉司	17	282	299(60)
保 健 師	0	8	8(8)
児童心理司	0	9	9(2)
計	17	299	316(32)

(注)()内は一人当たりの件数

23 一時保護児童数調べ

(単位:人) (令和 3年 3月 31日現在)

区分	受 付 (年 度 中)				対 応 (年 度 中)							
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設 入所	里 親 委 託	他の児童相談 所・機関に移送	家庭裁判 所送致	帰 宅	その他	計	延日数
養 護	0	16	26	9	0	1	3	0	40	9	53	295
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	0	2	24	21	2	0	0	0	44	2	48	214
育 成	0	6	10	0	0	0	0	0	15	1	16	47
保健・ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	24	60	30	2	1	3	0	99	12	117	556
延日数					23	13	39	0	335	146	556	

24 一時保護委託児童数調べ

(単位:人) (令和 3年 3月 31日現在)

区 分	委託(年度中)	委 託 解 除 (年 度 中)			
		警 察 等	児童福祉施設	里 親	その他
児 童 数	139	0	105	25	10
延 日 数		0	2,423	422	72

25 里親登録数及び委託児童数調べ

(単位:人) (令和3年3月31日現在)

区 分	養育+専門	親族	養子縁組	合 計
登録里親数	31 (4)	2 ()	12 ()	45 (4)
委託里親数	8 (1)	2 ()	0 ()	10 (1)
委託児童数	15 (1)	2 ()	0 ()	17 (1)
男	6 (1)	1 ()	0 ()	7 (1)
女	9 (0)	1 ()	0 ()	10 (0)

26 巡回相談実施状況調べ

(単位:回、人)(令和 3年 3月 31日現在)

区分	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的 障害児		3歳児精密 (含事後指導)		1歳6か月児 精密(含事後 指導)		地区 出張相談		肢体不 自由児		重症心身 障害児者		合 計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
実績							9	9											9	9
年間計画							9												9	

27 巡回相談における相談種別状況調べ

(単位:件)(令和 3年 3月 31日現在)

区分		保育所 幼稚園	小学 校	中学 校	知的 障害児	3歳児精密 (含事後指導)	1歳6か月児 精密(含事後 指導)	地区 出張 相談	肢体不 自由児	重症心身 障害児	合 計
養護 相談	児童虐待相談										
	その他の相談										
保健相談											
障害 相談	肢体不自由相談										
	視聴覚障害相談										
	言語発達障害等相談										
	重症心身障害相談										
	知的障害相談				8						8
非行 相談	発達障害相談										
	その他										
育成 相談	ぐ犯行為等相談										
	触法行為等相談										
	性格行動相談										
	不登校相談										
その他の相談	適性相談				1						1
	育児・しつけ相談										
合計					9						9
いじめ相談(再掲)											

28 児童福祉施設等入退所状況調べ

(単位:人)(令和3年3月31日現在)

区分	乳児院		児童養護施設							知的障害児施設	肢体不自由児施設	児童自立支援施設	重症心身障害児(者)施設	児童心理治療施設		県外施設	里親・ファミリーホーム	合計
	鳥取子ども学園乳児部	米子聖園ベビーホーム	鳥取こども学園	青谷こども学園	因伯子供学園	光徳子供学園	米子聖園天使園	松の聖母あすなる園	皆成学園	総合療育センター	喜多原学園	総合療育センター	国立病院機構鳥取医療センター	鳥取こども学園希望館	入	通		
前年度末在籍者数	5	0	47	25	6	7	2	9	7	0	6	1	4	6	10	0	18	153
当年度中入所者数	10	1	2	4	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	3	1	5	31
当年度中退所者数	5	1	13	8	1	1	1	2	2	0	5	1	0	1	4	1	3	49
調査日現在在籍者数	10	0	36	21	5	6	1	7	5	1	3	0	5	6	9	0	20	135
(再掲)	前年度末 給付決定者数							4	2	0		1	4			0		11
	当年度中 給付決定者数							0	0	1		0	1			1		3
	当年度中 給付決定取消者数							0	1	0		1	0			1		3
	調査日現在 給付決定者数							4	1	1		0	5			0		11

29 保管金品及び帰属調べ

(令和3年3月31日現在)

受入 年月日	整理票 番号	保管事由	公告終了 年月日	満期執行 年月日	保管金 (円)	保管物品		処分状況		備考
						品名	数量	年月日	数量	
R2.4.20	1	紛失防止 のため	なし	なし	1,000	携帯電話他	4	R2.4.28	4	児童へ返 還
R2.5.21	2	紛失防止 のため	なし	なし	1,131	携帯電話他	2	R2.6.8	2	児童へ返 還
R2.6.15	3	紛失防止 のため	なし	なし	5			R2.6.25		児童へ返 還
R2.7.10	4	紛失防止 のため	なし	なし	6,022	キャッシュカード 他	7	R2.8.4	7	保護者へ 返還
R2.7.10	5	紛失防止 のため	なし	なし	3,338	財布	1	R2.8.4	1	保護者へ 返還
R2.7.10	6	紛失防止 のため	なし	なし	7,328	財布他	5	R2.8.4	5	保護者へ 返還
R2.8.25	7	紛失防止 のため	なし	なし	16,147	スマートフォン他	8	R2.8.26	8	児童へ返 還
R2.9.23	8	紛失防止 のため	なし	なし	1,000	スマートフォン他	2	R2.9.24	2	児童へ返 還
R2.10.19	9	紛失防止 のため	なし	なし	6,536	診察券	1	R2.10.24	1	児童へ返 還
R2.12.23	10	紛失防止 のため	なし	なし	2,450	スマートフォン	1	R2.12.23	1	児童へ返 還
R2.12.24	11	紛失防止 のため	なし	なし	1,709	スマートフォン他	2	R2.12.24	2	児童へ返 還
R3.1.13	12	紛失防止 のため	なし	なし	2,000	携帯電話	1	R3.1.18	1	児童へ返 還
R2.10.19	13	紛失防止 のため	なし	なし	1,268			R2.12.23		児童へ返 還

30 3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査（事後指導を含む）事業実施状況調べ
該当なし

31 主な施設の整備状況調べ
該当なし

婦人相談所 個別事項

3.2 所管事項の概要

婦人相談所の主な業務概要は以下のとおりである。

- ① 売春防止法に基づく「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」の転落の未然防止と保護更生・自立支援
- ② DV防止法に基づく配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援
- ③ 人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の保護
- ④ 「ストーカー行為等の規制に関する法律」に基づくストーカー行為等の相手方に対する支援

なお、各根拠法例は以下のとおりである。

- ・売春防止法（昭和32年制定）→婦人相談所の設置
- ・DV防止法（平成13年制定）→配偶者暴力相談支援センター機能を付与
- ・人身取引対策行動計画（平成16年策定）
- ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号）

(1) 相談

日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性やDV被害者等について広く相談に応じている。県では福祉相談センターだけでなく中部・西部の各総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当（現：県民福祉局地域支援課）が婦人相談所職員を兼務し、市では女性相談を受理する婦人相談員が配置され、多くの女性相談を受けている。

令和3年3月末で全县での女性相談は4,235件の相談があった。相談内容としては、夫等の暴力に関するものが1,551件で、全体の37%である。その他の暴力被害に関する相談を合わせると1,848件で、全体の43.6%、次いで離婚問題が342件で全体の8%である。

そのうち、福祉相談センター（女性相談課職員＋県女性相談員）での女性相談の受理状況は、令和3年3月末は855件で相談内容としては夫等からの暴力264件（30.9%）、交際相手やその他の者からの暴力に関するものが45件（5.3%）、家庭不和が41件（4.8%）、離婚問題13件（1.5%）となっている。

近年、若年層・高齢者・障がい者や心理的ケアを必要とする暴力被害者など相談者の抱える問題やさらに面前DV案件など複雑多岐にわたり、問題解決が容易ではなく時間を要する傾向にある。

(2) 調査及び支援

要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生とDV被害者、並びに人身取引被害者、ストーカー行為の被害者等への適切な支援のため、本人及びその家族環境等について本人の了解のもとに必要な調査を行うとともに、その結果に基づき、本人の意思を尊重しながら具体的方策としての各種福祉制度・各福祉施設の活用等、関係機関と連携しながら支援を行っている。

(3) 一時保護

緊急保護の必要性、心身の健康状態や経済状態を総合的に勘案し、一時保護を決定している。

一時保護利用者の意向を尊重し、必要な情報を提供し、本人が主体的に問題解決できるように、関係機関と連携をとり支援を実施している。

県ではDV被害者等の相談から一時保護、退所後支援までの一貫した支援ができるよう中部・西部総合事務所福祉保健局（現：県民福祉局）でも婦人相談所として委託一時保護施設での一時保護を決定しており、令和3年3月末の県全体での一時保護決定数は33件、そのうちDVを主訴とする一時保護は20件（60.6%）である。昨年度同期では26件（うちDV主訴による一時保護17件 60.7%）であった。

なお、令和3年3月末に福祉相談センターで決定した一時保護所及び委託一時保護施設での一時保護件数は16件で、そのうちDVを主訴とする一時保護は9件で56.2%である。昨年度同期は12件（うちDVを主訴とする一時保護7件 58.3%）であった。

33 相談の状況

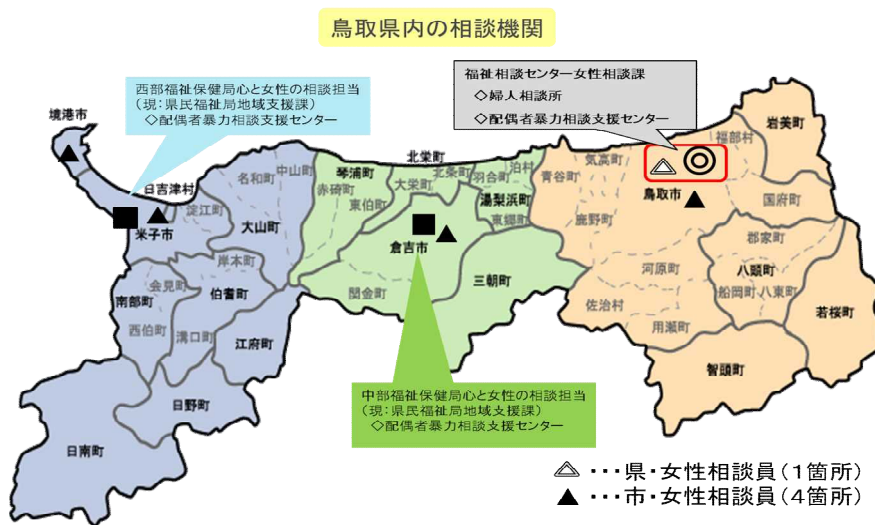
(1) 相談形態別受付状況調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

区分	来所	電話	訪問	メール	その他	計	
相談所 ※1	91	433	13	26	6	569	
相談員	県(1人) ※2	31	251	0	4	0	286
	鳥取市(3人)	300	796	107	1	0	1,204
	米子市(2人)	151	372	62	8	68	661
	倉吉市(1人)	50	90	12	0	2	154
	境港市(1人)	6	5	1	0	0	12
	小計	538	1,514	182	13	70	2,317
計	629	1,947	195	39	76	2,886	
前年度同期 計	442	1,319	251	21	68	2,101	

※1…県で婦人保護事業を行っている中部・西部総合事務所を除いた福祉相談センター分のみ計上とする。

※2…県女性相談員は福祉相談センター内に配置されているが、別計上とする。



(2)経路別受付状況調べ

(令和3年 3月 31日現在)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	関係知人	縁故	民間シェルター	DVセンター	ワンストップ支援センター	その他	計
	相談所	来所 66	7	1	0	3	2	3	2	2	0	0	2	1	1	0	1	91
	電話 309	17	13	0	18	20	19	7	7	2	0	11	0	0	0	10	433	
	訪問 5	0	0	0	1	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	1	13	
	メール 15	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	26	
	その他 4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
相談員	来所	356	4	0	2	2	50	82	24	2	3	0	5	2	3	0	3	538
	県	22	3	0	0	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	31
	鳥取市	173	0	0	0	0	30	71	24	1	1	0	0	0	0	0	0	300
	米子市	110	1	0	2	1	17	7	0	0	2	0	3	2	3	0	3	151
	倉吉市	47	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	境港市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
	電話	778	20	23	21	11	166	258	128	8	39	0	18	7	24	0	13	1,514
	県	216	2	1	0	4	1	10	1	3	0	0	12	0	0	0	1	251
	鳥取市	298	16	22	0	0	101	226	111	3	19	0	0	0	0	0	0	796
	米子市	183	2	0	21	6	61	21	14	1	17	0	4	7	24	0	11	372
	倉吉市	77	0	0	0	1	3	1	2	1	2	0	2	0	0	0	1	90
	境港市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	訪問	109	5	2	1	0	24	17	13	2	5	0	2	0	2	0	0	182
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	65	5	2	0	0	6	16	11	1	1	0	0	0	0	0	0	107
	米子市	34	0	0	1	0	15	1	2	1	4	0	2	0	2	0	0	62
	倉吉市	9	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	境港市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	メール	12	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
鳥取市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
米子市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	2	0	0	0	0	64	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	70	
県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米子市	2	0	0	0	0	62	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	68	
倉吉市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1,656	53	47	24	35	326	388	176	22	49	0	41	10	30	0	29	2,886	
前年度(同期)計	1,348	23	11	1	10	154	333	123	19	43	0	23	0	0	0	3	2,091	

(3)主訴状況調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

区分	人間関係																住居問題	帰宅先なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計							
	夫等				子ども		親族			交際相手		その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他			小計	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題							妊娠・出産	その他	小計				
	夫等からの暴力(本拠共交際相手含む)	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他	交際相手からの暴力(生活を共にしない)																									同性間の交際相手からの暴力	その他		
相談所	来所	56	0	0	1	1	0	9	3	0	0	0	0	2	0	1	0	0	4	77	8	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	
	電話	112	0	5	2	4	0	2	7	1	7	8	0	4	1	60	0	9	154	376	16	5	0	1	0	1	2	2	15	14	2	33	1	0	0	0	0	433	
	訪問	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	4	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	13	
	メール	17	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	26	
その他	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6		
相談員	来所	204	0	70	11	3	48	28	16	15	3	1	0	2	5	6	5	53	0	470	6	0	28	1	6	2	37	4	14	7	0	25	0	0	0	0	0	538	
	県	21	0	0	1	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
	鳥取市	88	0	45	0	1	48	0	9	7	0	1	0	0	4	6	5	49	0	263	0	0	26	0	0	0	26	3	1	7	0	11	0	0	0	0	0	300	
	米子市	86	0	13	9	2	0	10	6	6	1	0	0	0	1	0	0	4	0	138	0	0	1	1	6	1	9	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	151	
	倉吉市	8	0	9	1	0	0	14	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	36	4	0	1	0	0	1	2	0	8	0	0	8	0	0	0	0	0	50	
	境港市	1	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	電話	453	0	202	16	11	97	62	46	19	11	18	0	2	8	89	5	154	69	1,262	6	2	64	1	5	33	103	21	83	29	8	141	0	0	0	0	0	1,514	
	県	56	0	6	2	6	0	5	4	1	5	5	0	0	0	62	1	29	62	244	2	0	1	0	0	0	1	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	251	
	鳥取市	226	0	157	0	4	96	0	28	6	0	12	0	0	6	26	3	124	0	688	0	0	56	0	0	56	15	16	21	0	52	0	0	0	0	0	0	796	
	米子市	165	0	30	12	1	1	19	14	12	5	1	0	2	2	1	1	1	7	274	3	2	5	1	4	32	42	5	35	7	4	51	0	0	0	0	0	372	
	倉吉市	2	0	8	2	0	0	38	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	51	1	0	2	0	1	1	4	0	29	1	4	34	0	0	0	0	0	90	
	境港市	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	訪問	60	1	13	3	0	31	9	9	3	3	4	0	0	4	1	0	8	0	149	3	0	11	3	0	0	14	0	7	9	0	16	0	0	0	0	0	182	
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	28	1	10	0	0	30	0	4	1	0	4	0	0	3	1	0	6	0	88	0	0	9	0	0	9	0	1	9	0	10	0	0	0	0	0	0	107	
	米子市	31	0	2	2	0	1	1	5	2	2	0	0	0	1	0	0	2	0	49	3	0	2	3	0	0	5	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	62	
	倉吉市	0	0	1	1	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	
	境港市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	メール	9	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
	県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	鳥取市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	米子市	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	36	0	6	3	0	2	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	62	1	0	1	0	0	2	3	0	2	2	0	4	0	0	0	0	0	70	
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米子市	36	0	6	3	0	1	5	6	0	0	0	0	0	0	0	1	3	61	1	0	1	0	0	2	3	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	68			
倉吉市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2			
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	948	1	299	36	19	180	117	88	38	27	31	0	12	18	157	11	228	231	2,441	45	12	105	7	11	38	161	27	123	65	11	226	1	0	0	0	0	2,886		
前年度(同期)計	365	2	341	56	10	257	101	60	27	50	30	0	2	12	20	32	90	90	1,545	69	13	204	2	19	22	247	42	120	51	13	226	0	1	0	0	0	2,101		

(4) 処理状況調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

区分	処理済実人員											
	婦人保護施設へ収容	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談所・婦人相談員へ移送	他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送	その他関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ	その他	計	
相談所	来所	0	0	0	8	3	0	0	1	37	44	93
	電話	0	0	0	0	0	0	0	0	198	235	433
	訪問	0	0	0	1	0	0	0	0	5	7	13
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	14	12	26
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6
相談員	来所	0	0	0	1	0	0	0	0	516	21	538
	県	0	0	0	1	0	0	0	0	30	0	31
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	149	2	151
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	31	19	50
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	電話	0	0	0	0	0	0	0	0	1,352	162	1,514
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	183	68	251
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	796	0	796
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	314	58	372
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	54	36	90
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	173	9	182
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0	107
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	60	2	62
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	12
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	13
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	8
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	70
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	35	33	68	
倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	10	3	0	0	1	2,342	532	2,888	
前年度(同期)計	0	0	0	2	2	0	0	4	1,827	264	2,099	

(5)年齢別受付状況調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

区分	15才未満	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75歳以上	不明	計	
相談所	来所			23	43	14	7	2	1	1		91	
	電話	2	1	9	43	46	93	116	27	3	11	82	433
	訪問			3	10								13
	メール				11	2	0	0	0	1		12	26
	その他				1	4				1			6
相談員	来所	0	4	6	88	166	156	67	17	13	8	14	539
	県				1	12	10	4	1	1	1	2	32
	鳥取市		4	2	61	83	85	40	8	5	2	10	300
	米子市			2	16	55	42	15	7	7	5	2	151
	倉吉市				9	15	17	8	1				50
	境港市			2	1	1	2						6
	電話	0	5	45	282	404	365	184	29	28	34	137	1,513
	県			1	14	29	101	24	13	9	7	52	250
	鳥取市		2	22	191	218	181	84	7	9	22	60	796
	米子市		3	22	56	128	70	50	7	10	4	22	372
	倉吉市				17	29	13	26	2			3	90
	境港市				4						1		5
	訪問	0	1	4	61	59	38	12	2	1	3	1	182
	県												0
	鳥取市			4	38	30	26	5			3	1	107
	米子市		1		17	22	12	7	2	1			62
	倉吉市				6	6							12
	境港市					1							1
	メール	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	7	13
	県											4	4
	鳥取市						1						1
	米子市					5						3	8
	倉吉市											0	0
	境港市											0	0
	その他	0	0	1	18	23	13	5	3	0	2	5	70
	県											0	0
鳥取市											0	0	
米子市			1	17	23	13	5	3	0	2	4	68	
倉吉市				1							1	2	
境港市											0	0	
計	2	11	65	530	762	680	391	80	48	59	258	2,886	
前年度(同期)計		19	50	348	672	590	131	125			166	2,101	

34 一時保護の状況
(1)経路別入所状況調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	DVセンター	支援センター	ワンストップ	その他	計
6 (7)	5 ()	0 ()	1 (3)	1 (1)	2 (4)	2 ()	2 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	19 (15)

※ ()は同伴児者で外書。

(2)一時保護の理由調べ

(令和 3年 3月 31日現在)

区分	人間関係														住居問題	帰宅先なし						
	夫等				子ども			親 族			交際相手						その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	小計
	夫等からの暴力(本拠共交際相手含む)	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他	交際相手からの暴力(生活の本拠を共にしない)	同性間の交際相手からの暴力	その他									
人数	11 (11)	()	()	()	()	()	()	2 (1)	()	()	1 (3)	()	()	()	()	()	()	()	14 (15)	2 ()	3 ()	
当該年度新規入所者(再掲)	9 (11)	()	()	()	()	()	()	2 (1)	()	()	1 (3)	()	()	()	()	()	()	()	12 (15)	2 ()	2 ()	

区分	経済関係				医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計	
	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計							
人数	()	()	()	()	0 ()	()	()	()	()	0 ()	()	()	()	()	()	19 (15)
当該年度新規入所者(再掲)	()	()	()	()	0 ()	()	()	()	()	0 ()	()	()	()	()	()	16 (15)

※ ()は同伴児者で外書。

）一時保護後の状況

(令和 3年 3月 31日現在)

要保護女子	婦人保護施設へ入所	入居 ()	自立 ()	帰宅 ()	家族 ()	友人・知人宅 ()	自費で利用できる テップハウス等 ()	病院へ入院 ()	福祉事務所		入国管理局へ ()	大使館へ ()	帰国 ()	無断退所 ()	等一時保護委託契約施設 ()	その他 ()	合計 ()	左記のうち生活保護の 適用を受けた者 12
									母子生活支援施設入所 ()	他の社会福祉施設入所 ()								
人数	()	(4)	3 (4)	5 (4)	2 ()	()	()	1 ()	3 (7)	2 ()	()	()	()	()	1 ()	2 ()	19 (15)	

※ ()は同伴児者で外書。

同伴する家族	要保護女子と一緒に	分離				合計
		児童相談所へ	帰宅	帰国	その他	
人数						0

(4) 年齢別入所状況調べ

(令和 31年 3月 31日現在)

年齢	15才未満	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75歳以上	不明	計
人数				4	6	7	1	1				19

入所人員 (在籍数)	実人員	当年度	19 (15)
		前年度	12 (5)
	延人員	当年度	217 (207)
		前年度	96 (58)

※ ()は同伴児者で外書。

35 一時保護委託者数調べ(在籍数)

(令和3年3月31日現在)

区分	実人員	延人員
本人	5	58
同伴児	7	62
同伴者	0	0
計	12	120

※ 同伴児は18才未満、同伴者は18才以上。

36 主な施設の整備状況調べ 該当なし

福祉保健局 共通個別事項

33 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位:件) (令和 3年 3月 31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H28年度	82	36	23	27	0	1	169
H29年度	108	39	40	29	0	4	218
H30年度	116	43	26	25	0	0	210
R元年度	114	45	26	24	0	2	211
R2年度	90	38	16	29	0	1	174

34 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位:件) (令和 3年 3月 31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	237	0	0	6	0	0	0	202	48	256	19	153	0	30	202
巡回	20	0	0	0	0	0	0	20	1	21	0	20	0	1	21
電話等	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
合計	259	0	0	6	0	0	0	222	51	279	19	173	0	31	223

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等
なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等
なし